

令和6年度京都若者ライフデザイン推進事業業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度京都若者ライフデザイン推進事業業務委託

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 趣旨

学生や若手社員等（以下「学生等」という。）が仕事だけでなく、結婚や家庭、子育て等を含めたトータルの人生設計（以下「ライフデザイン」という。）に対し、希望を持って描くことができるよう、将来のライフイベントについて考える機会を提供することを目的とする。

4 業務内容

(1) 業務の企画に関すること

令和6年度京都若者ライフデザイン推進事業（以下「本事業」という。）においては、学生等が「京都で働きながら子どもを生ま育てる」ことを体験的に学び、それを踏まえて自らのライフデザインを考える「仕事と育児の両立体験プログラム」（以下「体験プログラム」という。）及び将来のライフデザインを視覚的にイメージする機会としてライフデザインセミナー及びワークショップを実施する。

なお、以下(2)、(3)及び(4)に定める業務を効果的に実施するため、次の内容について、受託者において提案を行い、京都府と調整した上で実施すること。

ア 職業キャリアと合わせ、結婚や妊娠・出産、子育てなどの人生のイベントを踏まえて、多様な選択肢の中から自らライフプランを考える機会となる内容とすること。

イ 結婚や育児に対する不安を解消し、自らの希望する将来像を具体的にイメージするために役立つ情報や機会を提供すること。

ウ 学生等が、漠然とした結婚や家庭、子育てなどに対する不安を解消し、楽しみながらライフプランについて前向きに考えることができるような内容とすること。その際、講師から知識や情報を得るだけでなく、学生等が自らのライフプランを考え、作成するような内容も含むこと。

エ 行政機関（京都府及び京都府内市町村等）の取組や支援状況など、学生等にライフデザインに役立つ情報を発信すること。

オ 子育てしやすい職場環境づくりや誰もが働きやすい職場風土づくりなどに取り組む京都府企業の紹介をすること。

(2) 体験プログラム

体験プログラムにおいては、学生等が共働き家庭や子育て関係機関等に対し、訪問又はオン

ラインにより子どもとの交流や触れ合い、両立に関する意見交換を行うなど、仕事と育児の両立を疑似体験するとともに、それを踏まえた参加者間の気づきの共有等を通じて、自らのライフデザインについて考える機会が得られるようにすること。

① 長期プログラム（家庭訪問体験）

公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下「大学コンソーシアム京都」という。）が実施するキャリア教育プログラム（旧インターンシップ）に参加する学生やその他大学等に在籍する学生を対象として、事前学習、体験学習、事後学習、最終発表会の一連のプログラム（おおむね7日間）を実施する。

なお、実施に当たっては、大学コンソーシアム京都や大学等と調整して、学生への周知や長期プログラムへの参加の働きかけ等を行うこと。

ア 参加学生の募集

参加学生を募集するに当たっては、大学コンソーシアム京都や大学等との関係構築に努め、受託者において連絡・調整した上で、学生向けの説明会を実施するなど、長期プログラムへの参加学生を募集すること。

イ 受入賛同家庭の募集

受入賛同家庭については、京都府内在住又は京都府内勤務（保護者のうち一人でも可）の共働き家庭で、原則として小学校3年生以下の子どもがいる家庭を対象とすること。

事業の実施にあたり、オンラインの場合で、事業効果が期待でき、やむを得ない場合には、京都府と相談の上、他府県在住又は他府県勤務の共働き家庭であっても、受入賛同家庭として取り扱う。

また、受入れを検討する企業や家庭への個別説明等を行うなど、受入先を開拓するとともに、各受入先と個別の調整による、学生と受入先とのマッチングを行い、受入体制を構築すること。

なお、受入体制の構築に当たっては、企業等との調整のほか、受入先へのヒアリングや家庭への訪問、ガイダンス、学生との顔合わせ等を実施し、学生が企業・家庭の両者それぞれと実施締結書を結ぶことにより、長期プログラムの安全かつ効果的な推進を図ること（企業から求めがない場合は、実施締結書の作成を省略しても差し支えない。）。

ウ 長期プログラムの実施

内容については、以下の項目を基本として、京都府との調整の上で作成すること。また、事前学習、事後学習及び最終発表会の実施に当たって講師を派遣すること。

（ア）事前学習

参加学生が、自らのライフデザインを考えるワークショップのほか、子どもとの関わり方や仕事と育児の両立の実態、両立家庭での工夫等について学ぶ動画ワーク等を実施すること。

（イ）体験実習

原則、学生が企業等で働く共働き家庭を訪問し、子どもとの交流や触れ合い、仕事と

育児の両立等に関する意見交換等を行う。

なお、受入先の意向等により、オンライン等に変更する場合は、事前に京都府と協議・調整を行うこと。

(ウ) 事後学習

長期プログラムを通して得た気づきを振り返り、仕事と育児の両立を行うに当たっての課題点や感じたことをまとめ、今後の自身のライフデザインにどう活かすのかをまとめるワークを実施する。

(エ) 最終発表会

参加した学生が、長期プログラムを通じて得た気づきや成果を共有するため、最終発表会を開催する。

なお、最終発表会は、原則として一般公開にて実施するとともに、可能な限り、受入先の参加を求めるものとする。

エ 大学等の授業内での長期プログラムの実施

大学等の授業内において、長期プログラムの内容を盛り込んで実施できるよう、大学及び高等学校等と調整を行うこと。

これまで実施していない大学及び高等学校等に積極的に働きかけを行い、新規開拓に努めること。

オ 参加学生による体験の発信

参加学生を活用した、他の学生等への普及・啓発を行うこと。

具体的には、大学の授業等の機会を活用し、長期プログラムへの参加を促すほか、学んだこと、気づいたことなどを、参加していない多くの学生等に発信できるよう啓発を行うこと。

② 長期プログラム（子育て関係機関等体験）

大学コンソーシアム京都が実施するキャリア教育プログラム（旧インターンシップ）に参加する学生やその他大学等に在籍する学生を対象として、事前学習、体験学習、事後学習及びセミナーを含む一連のプログラム（おおむね7日間）を実施する。

ア 開催回数、時間等

開催回数は1回以上とする。事前学習、体験学習及びセミナーは、それぞれ3時間程度とする。

イ 定員 10名

ウ 開催方法 対面開催

エ 参加学生の募集

参加学生を募集するに当たっては、原則事前申込として、募集、受付、管理を行うこと。

チラシ等の作成、新聞、インターネット等を活用した効果的な広報により、参加学生を募集すること。

オ プログラムの実施

内容については、以下の項目を基本として、京都府との調整の上で作成すること。また、事前学習、事後学習の実施に当たっては講師を派遣するとともに、セミナーの実施に当たっては学生等がライフデザインについて前向きに考えることができる内容を選定した上で外部講師を派遣すること。

(ア) 事前学習

参加学生が、自らのライフデザインを考えるワークショップのほか、子どもとの関わり方や仕事と育児の両立の実態、子育て関係機関等について学ぶことができる内容で実施すること。

(イ) 体験学習

原則、学生等が子育て関係機関等を訪問し、子どもとの交流や触れ合い、仕事と育児の両立に関する意見交換等を行う。

子育て関係機関等とは、学生等が今後のライフデザインを考える上で、参考となる機関とし、施設見学と学生等が関係機関等の関係者や利用者にインタビューできる時間が設定できる機関とする。想定される機関としては、婚活センター、保育所、子育て広場、産婦人科医院等が開催する妊婦教室や両親教室などのうち、学生等が訪問先を選択できるような複数のメニューを設定すること。

なお、受入先の意向等により、オンライン等に変更する場合は、事前に京都府と協議・調整を行うこと。

(ウ) 事後学習

体験学習を通じて得た気づきを振り返り、仕事と育児の両立を行うに当たっての課題や感じたことをまとめ、今後の自身のライフデザインにどう活かすのかをまとめるワークを実施する。

(エ) セミナー

参加した学生等が、事前学習、体験学習及び事後学習を通じて得た気づきや成果を共有するため、講演会とワークショップを開催する。

講演会の講師は、今後学生等がライフデザインを前向きに考えることができる内容をテーマとし、外部講師を派遣すること。

なお、セミナーは、原則として一般公開で実施することとし、集客に向けての広報に努めること。

カ 参加学生による体験の発信

参加学生を活用した、他の学生等への普及・啓発を行うこと。

具体的には、学んだこと、気づいたことなどを、参加していない多くの学生等に発信できるよう啓発を行うこと。

③ 短期プログラム

上記①を参考にしながら、京都ジョブパークが実施するインターンシップ等※の参加学生

やその他大学等に在籍する学生を対象として、短期の体験プログラムを実施する。

オンラインでの実施も可とする。

※令和4年6月13日付で改正された「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的な考え方」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省合意）において類型化された、大学等におけるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る取組

ア 参加学生の募集

参加学生を募集するに当たっては、京都ジョブパークや大学等との関係構築に努め、受託者において連絡・調整した上で、学生向けの説明会を実施するなど、短期プログラムへの参加学生を募集すること。

イ 受入賛同家庭の募集

受入賛同家庭については、京都府内在住又は京都府内勤務（保護者のうち一人でも可）の共働き家庭で、原則として小学校3年生以下の子どもがいる家庭を対象とし、①イに定める長期プログラムの受入先の募集と同時に進めても差し支えない。

事業の実施にあたり、オンラインの場合で、事業効果が期待でき、やむを得ない場合には、京都府と相談の上、他府県在住又は他府県勤務の共働き家庭であっても、受入賛同家庭として取り扱う。

また、受入れを検討する企業や家庭への個別説明等のほか、京都ジョブパーク等で行われる企業向け説明会等の機会を活用して、受入先を開拓するとともに、各受入先と個別の調整による、学生と受入先とのマッチングを行い、受入体制を構築すること。

ウ 短期プログラムの実施

短期プログラム内容については、以下（ア）及び（イ）の項目を基本として、京都府との調整の上で作成すること。

また、実施に当たっては、学生と家庭とをオンラインで接続して行うことも可能とするが、学生にとって、①ウ（イ）と同等の学びが得られる内容となるよう努めること。

なお、実施日数については、1日で実施できる場合においては、（ア）及び（イ）の内容を同日に実施しても差し支えない。

（ア）事前研修・体験実習

学生が、自らのライフデザインを考えるワークショップのほか、子どもとの関わり方や仕事と育児の両立の実態、両立家庭での工夫について学ぶ動画ワーク等を行うとともに、体験実習として、複数の子育て家庭とオンラインで接続し、子どもとの交流や触れ合い、仕事と育児の両立等に関する意見交換等を行うこと。

なお、受入先や受入企業等の意向に応じ、プログラム内容に変更が生じる場合は、事前に京都府と協議・調整を行うこと。

（イ）事後研修

参加者間で、（ア）の事前研修及び体験実習の実施後の気づきや感じたことを共有し、

それを踏まえて自身のライフデザインを再設計する事後研修を行うこと。

エ 大学等の授業内での短期プログラムの実施

大学等の授業内において、短期プログラムの内容を盛り込んで実施できるよう、大学等と調整を行うこと。

これまで実施していない大学及び高等学校等に積極的に働きかけを行い、新規開拓に努めること。

なお、高等学校において実施意向がある場合は、短期プログラムの内容を授業内で実施して差し支えないが、事前に京都府と協議・調整を行うこと。

オ 参加学生による体験の発信

参加学生を活用した、他の学生等への普及・啓発を行うこと。

具体的には、大学の授業等の機会を活用し、短期プログラムへの参加を促すほか、学んだこと、気づいたことなどを、参加していない多くの学生等に発信できるよう啓発を行うこと。

④ 効果測定の実施及び実施結果の取りまとめ・報告

ア 長期プログラム、短期プログラムそれぞれの参加学生等に対し、アンケート等を実施し、参加学生等の気づきや体験プログラム参加の事前・事後の意識の変化などを確認する内容の効果測定を実施し、効果を取りまとめの上、報告すること。アンケート等は事前に京都府と協議・調整の上で作成し、受託者の負担により参加学生等へ配布し、終了時に回収すること。

イ 次年度以降の参加学生等や受入先の掘り起こしを進めるための啓発資料として、体験プログラムの実施結果を取りまとめた報告書を作成し、広く周知を図るとともに、新たに実施を計画する企業や学校等へ情報提供を行うこと。

⑤ 留意事項

ア 本業務の遂行に当たり、大学コンソーシアム京都、京都ジョブパーク、大学等関係機関との関係構築に努め、京都府の指示の下に、関係機関と十分に協議及び連絡調整を行うこと。

イ 長期プログラムについては、体験学習期間中の事故等に備えるため、受託者において学生の保険加入手続を行うとともに、保険費用については本業務で負担すること。

⑥ 数値目標

ア 協力企業数*	20社
イ 受入賛同家庭数	100家庭
ウ 長期プログラム参加者数	20名
エ 短期プログラム参加者数	150名

※「協力企業」とは、自社のインターンシップ等参加学生に対して体験プログラムへの参加を働きかける企業並びに自社の社員等の中から受入賛同家庭を紹介する企業を指す。

(3) ライフデザインワークショップ

人生年表(京都府オリジナル教材)又はきょうとライフデザインシミュレーションを使い、学生等が将来のライフデザインを視覚的にイメージできるワークショップを実施すること。また、適宜、子育て中の社員等が特別講師として学生等に仕事と子育ての両立に対して感じていることを話す機会を設けるなど、学生等がライフデザインをよりイメージできるような内容とすること。

① ライフデザインワークショップの実施イメージ(1回90分程度)

本ワークショップについては、以下の項目を基本として、京都府との調整の上で作成すること。

ア オリエンテーション

イ 結婚、出産、子育て等のライフイベントに関するコスト、公的支援制度等の紹介

ウ 子育てしやすい職場環境づくりや誰もが働きやすい職場風土づくりなどに取り組む京都府企業の紹介

エ 人生年表ワーク

ライフイベントに係るシールを人生年表に貼る又は入力する作業を通して、これからの人生設計を考えるワークショップを実施する。

オ 子育て中の社員等との意見交換等(一日のライフサイクル紹介、質疑応答等)

② 効果測定の実施及び実施結果の取りまとめ・報告

ア ライフデザインワークショップの参加学生等に対し、アンケート等を実施し、参加学生等の気づきやワークショップ参加の事前・事後の意識の変化などを確認する内容の効果測定を実施し、効果を取りまとめの上、報告すること。アンケート等は事前に京都府と協議・調整の上で作成し、受託者の負担により参加学生等へ配布し、終了時に回収すること。

イ 次年度以降の参加学生等の掘り起こしを進めるための啓発資料として、ライフデザインワークショップの実施結果を取りまとめた報告書を作成し、広く周知を図るとともに、新たに実施を計画する企業や学校等へ情報提供を行うこと。

③ 留意事項

ア 業務の遂行に当たり、企業や大学等、高等学校との関係構築に努め、京都府の指示の下に、十分に協議及び連絡調整を行うこと。

イ ライフデザインワークショップ実施後に、体験プログラムへの参加につなげることを意識して実施するなど、業務の効果的な実施に努めること。

④ 数値目標

ア ライフデザインワークショップ実施回数 20回

イ ライフデザインワークショップ参加者数 200名

ウ ライフデザインワークショップ実施学校(高等学校を含む)・企業数 10学校・社

エ ライフデザインワークショップを受講して人生設計について自分の意識が変わった人の割合 80%以上

(4) ライフデザインセミナー

仕事と子育ての両立についてポジティブになれる機運を醸成するため、企業の社員等を対象に、セミナー及びワークショップを開催し、参加者間の気づきの共有等を通じて、ライフデザインについて考える機会が得られるようにすること。

①企業で働く方を対象としたライフデザインセミナーの開催

企業で働く方を対象として、セミナーを実施する。可能な限り、(3)のライフデザインワークショップと同時実施すること。

ア 開催回数、時間等

開催回数は5回以上とする。1回あたりのセミナーは1時間から1時間30分程度とする。ワークショップと同時開催の場合は、1時間30分から2時間程度とする。

イ 定員 各回 10名程度

ウ 開催方法 対面開催又はオンライン開催

エ 参加者の募集

参加者を募集するに当たっては、原則事前申込として、募集、受付、管理を行うこと。チラシ等の作成、新聞、インターネット等を活用した効果的な広報により、参加者を募集すること。

また、京都ジョブパークや男女共同参画課が実施する企業を対象とした事業との合同実施や、職種や所在地が同一の企業を複数集めて合同実施するなど、開催方法や参加者募集についても提案すること。

オ ライフデザインセミナーの実施

講演会を実施すること。講演会の講師は、今後若手社員等がライフデザインを前向きに考えることができる内容をテーマとし、外部講師を派遣すること。

なお、若手社員等だけではなく、職場の先輩社員や管理職、人事担当部局の担当者も参加できるように内容について検討するとともに、実施にあたっては企業の協力を得られるよう配慮すること。

②市町村でのライフデザインセミナーの開催

若者だけでなく幅広い年齢層を対象として、セミナーを実施する。可能な限り、(3)のライフデザインワークショップと同時実施すること。

ア 開催回数、時間等

開催回数は3回以上とする。1回あたりのセミナーは1時間から1時間30分程度とする。ワークショップと同時開催の場合は、1時間30分から2時間程度とする。

京都府広域振興局及び府内市町村と連携して北部1ヶ所、南部2ヶ所（南丹地域、京都市、山城地域のうち2ヶ所）で開催すること。

イ 定員 各回 30名程度

ウ 開催方法 対面開催又はオンライン開催

エ 参加者の募集

参加者を募集するに当たっては、原則事前申込として、募集、受付、管理を行うこと。チラシ等の作成、新聞、インターネット等を活用した効果的な広報により、参加者を募集すること。

また、市町村の移住支援や地域振興などの事業と合同実施するなど、開催方法や参加者募集についても提案すること。

オ ライフデザインセミナーの実施

講演会を実施すること。講演会の講師は、参加者が多様な働き方の現状や結婚、子育てを取り巻く状況が変化している等を学び、若者が結婚や子育て等にポジティブになれる機運醸成を図ることができる内容をテーマとし、外部講師を派遣すること。

③効果測定の実施及び実施結果の取りまとめ・報告

ア 参加者に対し、アンケート等を実施し、参加者の気づきやセミナー参加の事前・事後の意識の変化などを確認する内容の効果測定を実施し、効果を取りまとめの上、報告すること。アンケート等は事前に京都府と協議・調整の上で作成し、受託者の負担により参加者へ配布し、終了時に回収すること。

イ 次年度以降の参加者や体験学習受入先の掘り起こしを進めるための啓発資料として、ライフプランセミナーの実施結果を取りまとめた報告書を作成し、広く周知を図るとともに、新たに実施を計画する企業等へ情報提供を行うこと。

④留意事項

ア 本業務の遂行に当たり、関係機関等との関係構築に努め、京都府の指示の下に、関係機関等と十分に協議及び連絡調整を行うこと。

5 その他

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都府の指示するところによるものとする。
- (2) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。
- (5) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極的に行うものとする。
- (6) 本事業が完了したときは、京都府の定める方法により報告書を提出すること。
- (7) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (8) 本業務はこども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員事務局や会計検査院の監査対象

となった場合は協力すること。

- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。